

## 別冊（参考資料）

- ・ 議題 3 . . . . p 1 ~ 2
- ・ 議題 3 . . . . p 3 ~ 2 5

# ○海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する手続規程

平成 12 年 8 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第 2 号

松浦海区漁業調整委員会告示第 2 号

(根拠)

第 1 条 佐賀県有明海区漁業調整委員会及び松浦海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)の規定に基づいて公聴会を開催するときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第 2 条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(日時、案件等の公示)

第 3 条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日の少なくとも 5 日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、インターネットを利用して閲覧に供する方法のほか、会長が適当と認める場所に掲示する方法により行うものとする。

(平 21/有明海漁委/松浦海漁委/告示 3・一部改正)

(文書の提出)

第 4 条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第 5 条 公聴会における公述者の範囲は、左に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述機会の公平)

第 6 条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第7条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第8条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第9条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第10条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年／有明海漁委／松浦海漁委／告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日

昭和56年10月 5日一部改正

平成 5年 1月20日一部改正

令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第40号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

平成30年7月24日

令和 3年2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会 長 徳 永 重 昭

平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第42号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

なお、平成28年2月18日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第29号及び同第30号は、平成31年3月1日をもって廃止する。

平成31年2月12日

令和3年2月4日一部改正

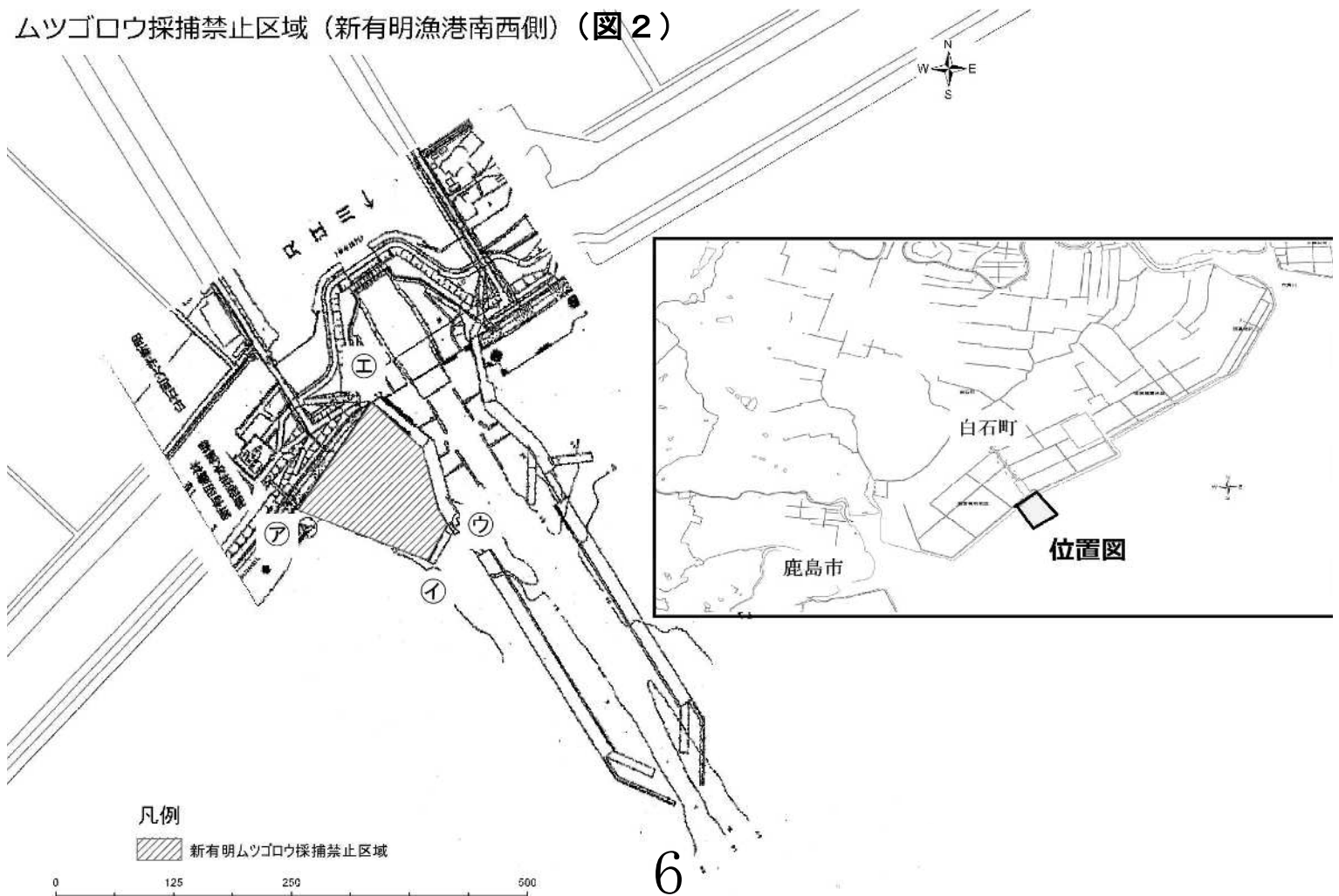
佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 徳永 重昭

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。  
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）  
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線  
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）  
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端  
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端  
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端  
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、平成31年3月1日から令和5年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年3月22日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

点ク 亀瀬灯標

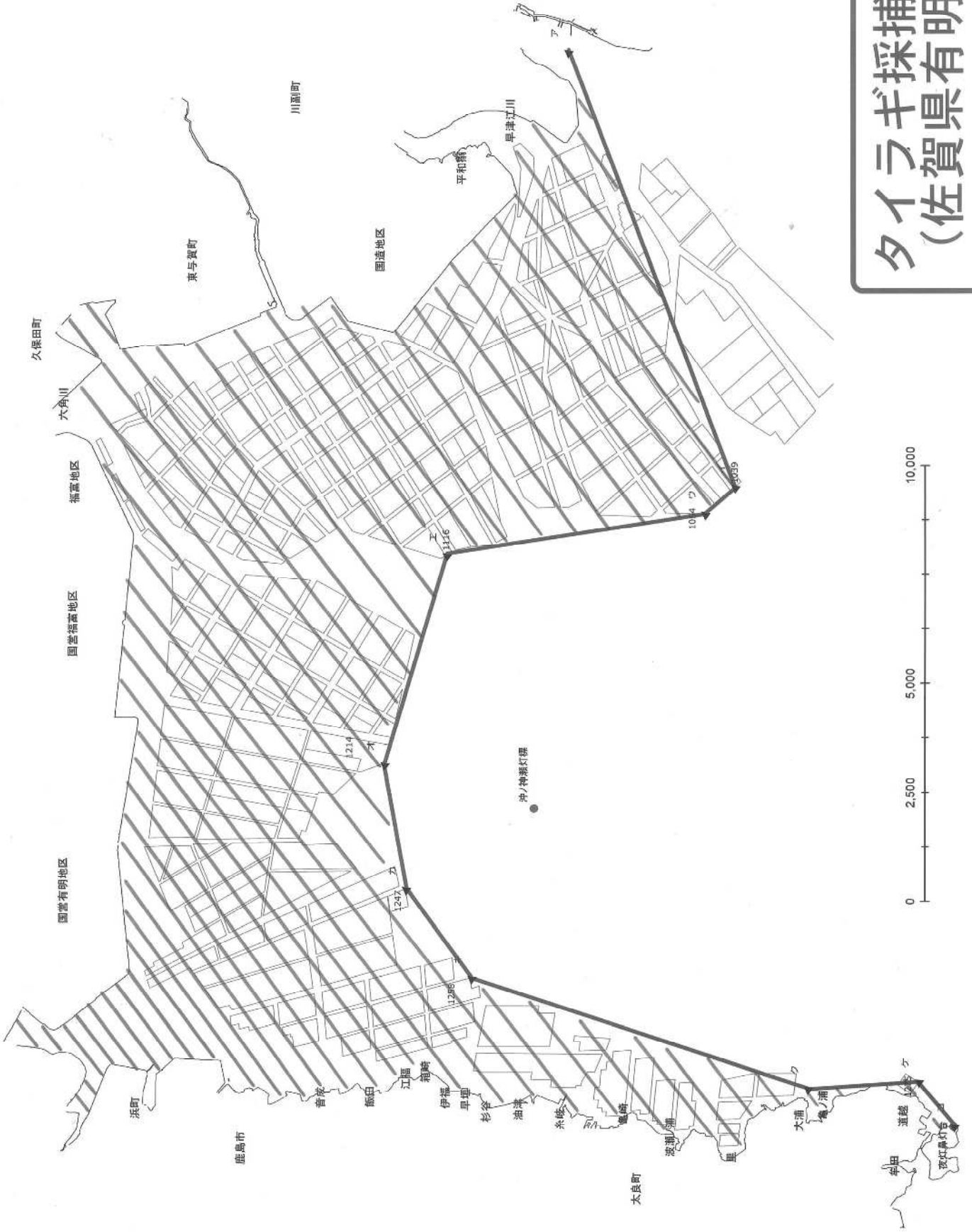
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。



# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第56号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

佐有水振第 2173 号  
令和 5 年 3 月 2 日

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明水産振興センター  
所長 川原 逸朗

令和 5 年度佐賀県有明水産振興センターが実施する調査・研究への同意について（依頼）

佐賀県有明水産振興センターの業務につきましては、日頃よりの御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは令和 5 年度に水産生物の採捕や漁場内への立入りを伴う調査・研究を下記のとおり実施することとしています。本調査は、二枚貝類の資源回復やノリ養殖の生産安定につなげるため、試験研究、漁業者への技術普及等に活用する基礎的なデータを得るものです。

つきましては、当該調査の趣旨を御理解いただき、実施について御同意いただきますようお願いいたします。

また、御同意の上は、お手数ですが、別紙同意書を令和 5 年 3 月 9 日までに当センターへお送りください。

※ 別紙計画書以外の当センターが実施する緊急対応の調査等についても、御理解の程よろしく申し上げます。

#### 記

1. 調査項目（別紙計画書参照）
  - ・二枚貝類（タイラギ、アゲマキ、ウミタケ、サルボウ、アサリ）の資源回復等に関する調査・研究
  - ・底質環境調査
  - ・ノリ養殖状況把握調査
2. 調査時期  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 調査・研究計画書（底質環境調査）

### 1. 目的

サルボウ、アサリ、タイラギ等有用二枚貝類の生息環境の変化を把握するため、有明海佐賀県沿岸域において、底質及び底生生物の調査を実施する。

### 2. 調査項目および方法

#### (1) 底質調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、底質の粒度（中央粒径値、泥分）、酸揮発性硫化物、化学的酸素消費量、強熱減量の分析を行う。

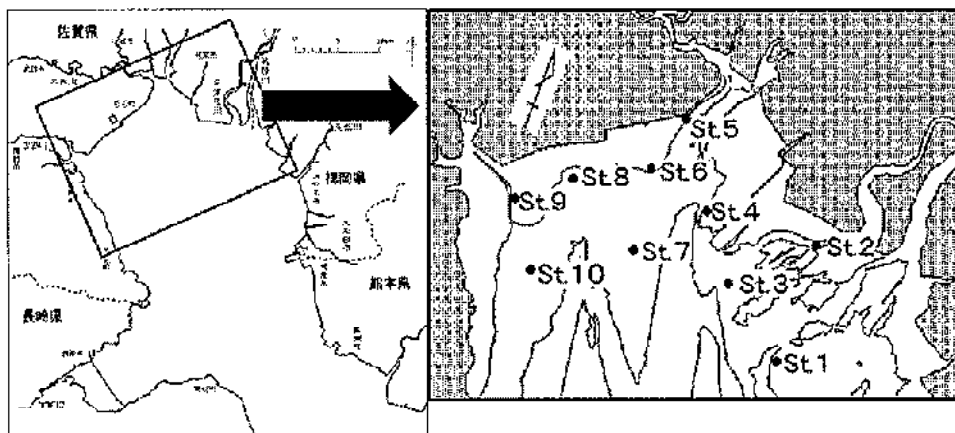
#### (2) 底生生物調査

採泥器（エクマン・バージ型）により海底土を採取し、1mmメッシュの網に残った底生生物の種類を調べ数量を計測する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
底質調査及び 底生生物調査	年4回 (5, 8, 11, 2月)	サルボウ、アサリ、 タイラギ等の底性生 物約 1kg	10 地点 (地点図参照)

### 3. 調査地点図



## 調査計画書（ノリ養殖状況調査）

### 1. 目的

佐賀県のノリ養殖生産枚数および生産金額は、平成 15 年度以降、いずれも 19 年連続日本一となっている。このように生産は比較的安定しているように見えるものの、アカグサレ病を代表とした病気および赤潮発生による色落ちの被害が毎年発生するなど、様々な課題を抱えている。ノリ養殖の生産を安定させるためには、ノリの生育状況や海況を早期に把握し、生産者に対して状況に応じた養殖管理の指導を行うことが重要となる。

そこで、本調査では、ノリ養殖漁場内のノリ葉体および海水等を採取し、養殖状況を把握する。

### 2. 調査項目および方法

- (1) ノリの生長状況
- (2) 病気の発生状況
- (3) 色落ちの発生状況
- (4) 生産漁場の水温、塩分、栄養塩、プランクトン細胞数、クロロフィル等

ノリ養殖期間中の 10～3 月に、ノリ葉体の採取を週 1 回程度、海水の採水等を週 2 回程度行い、上記の項目を調査する。採取地点および採取本数は養殖状況に応じて調整する。

## 調査・研究計画書（タイラギ）

### 1. 目的

タイラギは平成11年以降資源状況が厳しく、現在10年連続の休漁となるなど、資源回復が喫緊の課題である。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、引き続き国や関係県と協調して人工種苗生産および稚貝の移植技術の開発に取り組む。また、干潟や沖合漁場における資源状況についても調査を行う。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産技術開発

タイラギの成貝から6～8月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を3～6か月飼育し、殻長50mmの稚貝を陸上施設・干潟等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するため、佐賀県有明海の干潟や沖合に生息する成貝を100個程度採捕する。

#### (2) 移植技術開発

種苗生産した稚貝等を用いて干潟や沖合の4地点の漁場に移植する技術の開発を行う。移植後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1回/月予定）に実施し、一定面積からタイラギを採捕する。

#### (3) 資源量把握調査

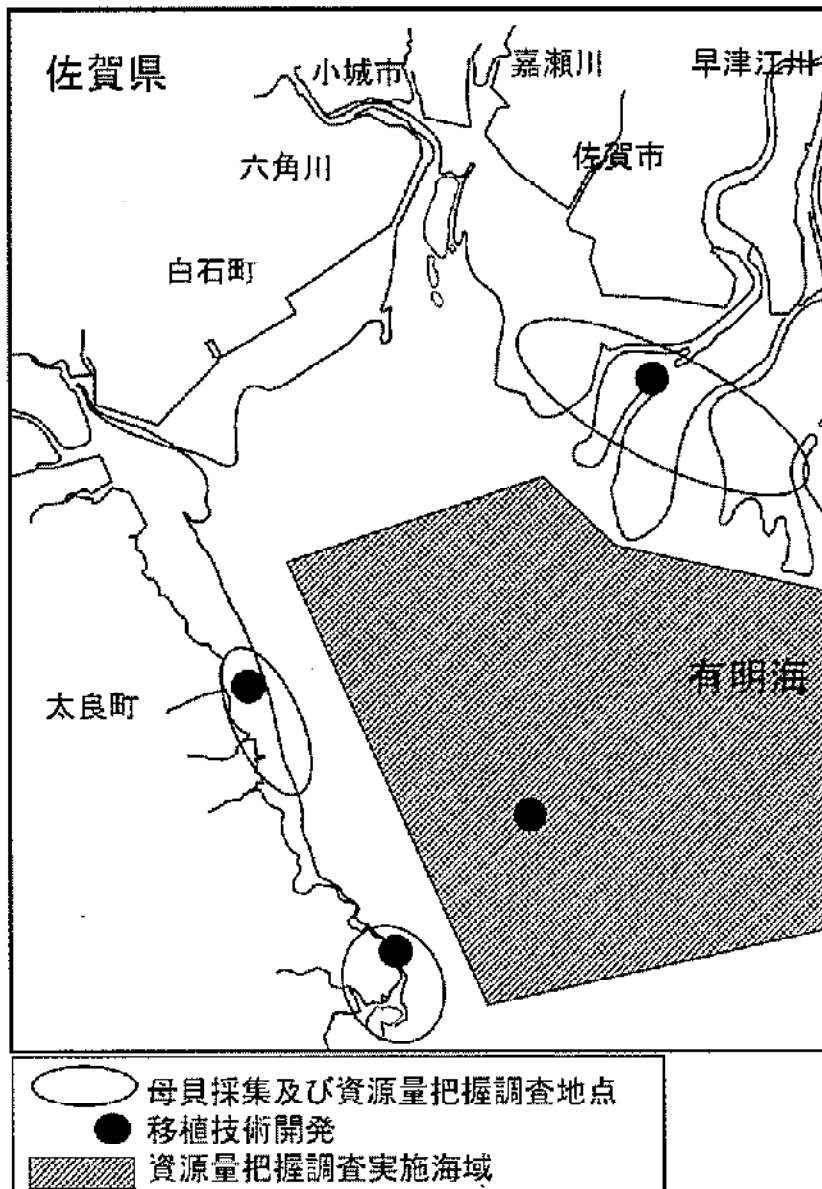
沖合の55地点において潜水によりタイラギの生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1回/月程度潜水調査を実施する。

また、干潟域においては5地点程度で生息状況調査を実施し、これらの調査で発見されたタイラギは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	周年	約 100 個	3 地点
移植技術開発 (追跡調査)	周年 (1回/月)	約 500 個	4 地点
資源量把握調査	沖合：10～11月 沖合：周年 (1回/月) 干潟：周年	200 kg以内 約 200 個 約 200 個/日	沖合：55 地点 沖合：1～5 点 干潟：約 5 地点

調査地点図





## 調査・研究計画書(サルボウ)

### 1. 目的

サルボウは、平成2年の漁獲量が15,000トンであり有明海でも重要種であるが、近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等による斃死の発生により、漁獲量が1,000トン以下と低迷している。このようなことから、漁場での生息状況等を把握するとともに、資源回復に向けた試験・調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1)生息状況調査

年に1回(2~3月)程度、概ね40点においてサルボウの生息状況を調査する。調査では、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、サルボウを採取するとともに、サルボウの殻長及び湿重量を測定後、得られたデータと曳航面積から地点別のサルボウの現存量や漁場での資源量、世代構成(年級構成)を推定する。

#### (2)浮遊幼生・着底稚貝調査

6月から8月の旬別に有明海佐賀県沿岸域5定点において、サルボウの発生状況を調査する。調査は、プランクトンネットによる浮遊幼生の採取を行うとともに、採苗器(パーム)による着底稚貝(0.3~1mm)の採取を行う。

また、9月から3月にかけて、着底稚貝調査を沿岸域10点程度行う。調査は、長柄ジョレンを用いて一定面積を数回曳航し、着底稚貝の成長や資源量を推定する。

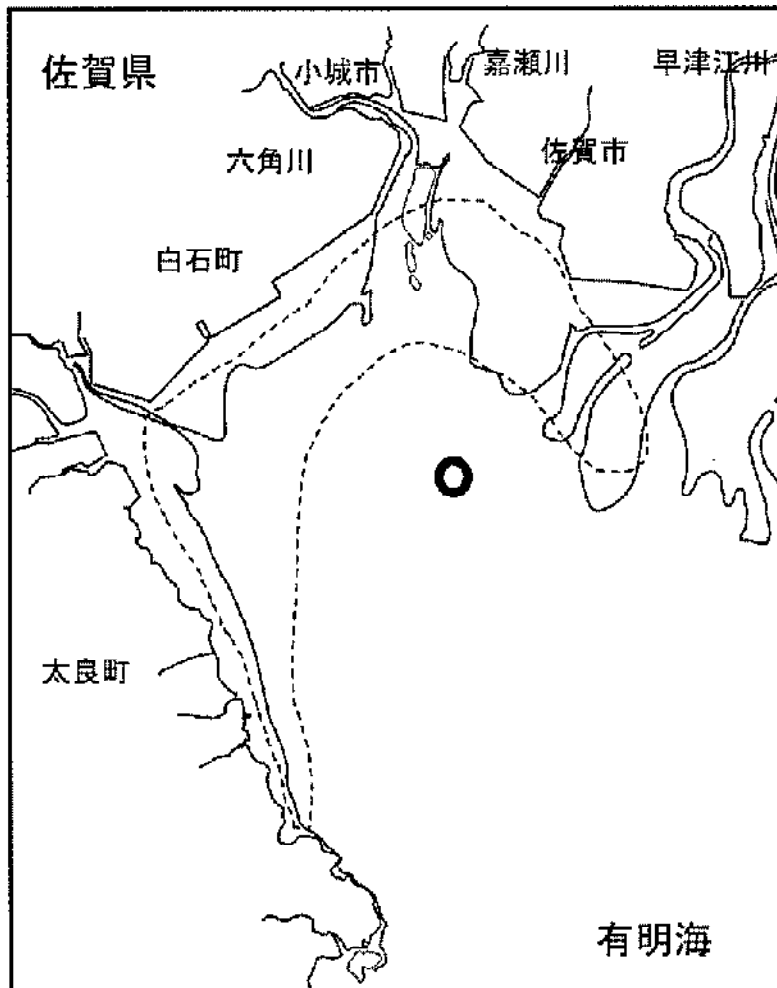
#### (3)沖合域でのサルボウの増養殖試験および調査

6月から8月にかけて、サルボウの資源増大のため沖合域1地点での採苗試験及び、その後9月以降の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	年1回	約180 kg	40 地点程度 (地点図参照)
浮遊幼生・着底稚貝調査	年12回	約1 kg	5 地点(地点図参照)
沖合域でのサルボウの増養殖試験および調査	年5回程度	約100 kg	2 地点程度 (地点図参照)

調査地点図



- 生息状況及び浮遊幼生・着底稚貝調査地点
- 沖合域でのサルボウの増養殖試験

## 調査・研究計画書(カキ類)

### 1. 目的

カキ類(マガキ、シカメガキ、スミノエガキ)は、干潟域にカキ礁を形成しており、有明海の環境改善に寄与している重要な種である。近年、夏場に発生する貧酸素水塊、低塩分、高水温等に二枚貝類の大量斃死が発生している中、カキ類はこうした環境下でも比較的資源を維持している種である。また、特に、スミノエガキは、日本では有明海にしか生息していない希少な種であり、生産物としての価値も非常に高い。カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

### 2. 調査・研究項目および方法

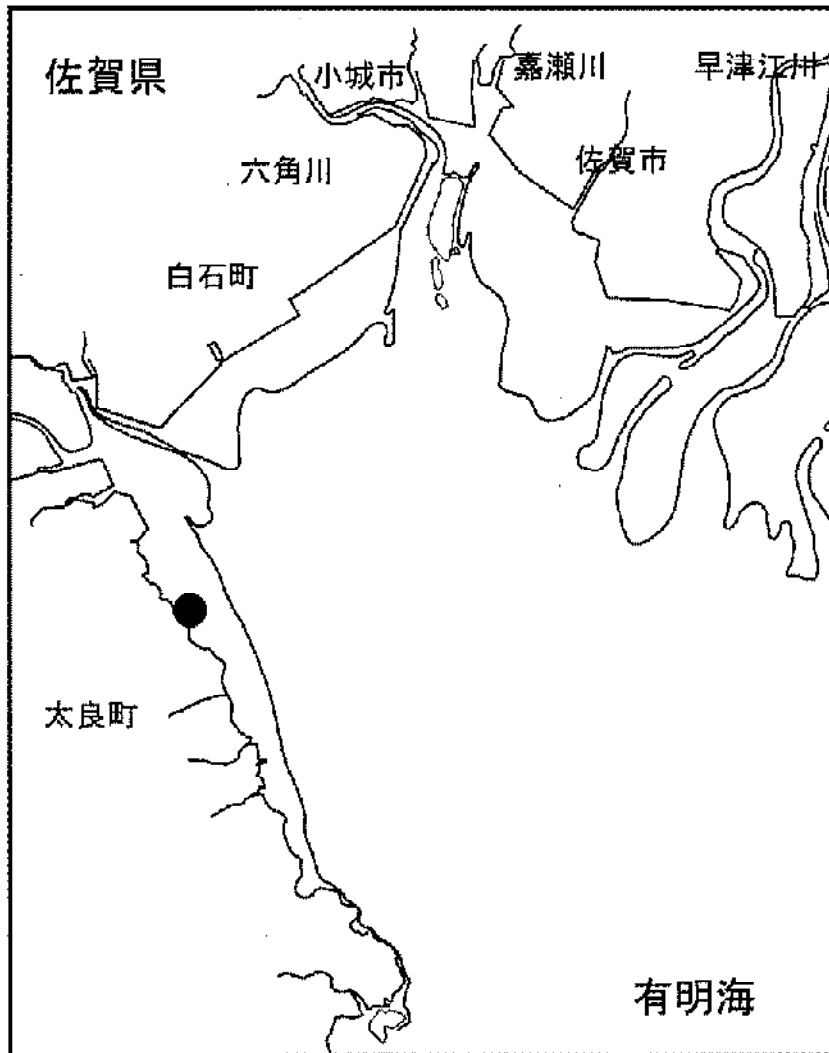
#### (1)干潟域でのカキ礁の増養殖試験および調査

5月から7月にかけて、カキ類の資源増大のためカキ礁造成試験及び、その後の生息調査を実施する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
干潟域でのカキ類の増養殖試験および調査	年4回程度	約 100 kg	1地点程度 (地点図参照)

調査地点図（鹿島市支所地先）



● カキ礁造成試験・調査地点

## 調査・研究計画書（ウミタケ）

### 1. 目的

ウミタケは平成 19 年以降生息量が減少し漁獲がほぼない状況となっている。このことからウミタケ資源の回復を図るため、漁場造成および稚貝の養殖技術の開発に取り組む。また、漁場における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### (1) 種苗生産・養殖技術開発

ウミタケの成貝から 4～5 月および 9～10 月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を 2～5 か月飼育し、生産した稚貝を用いて養殖技術の開発を行う。この取組を実施するために、有明海佐賀県海域の沖合に生息する成貝を 100～200 個程度採捕する。試験中は、生残や成長について追跡調査を定期的（1 回/月予定）に実施し、一定面積からウミタケを採捕する。

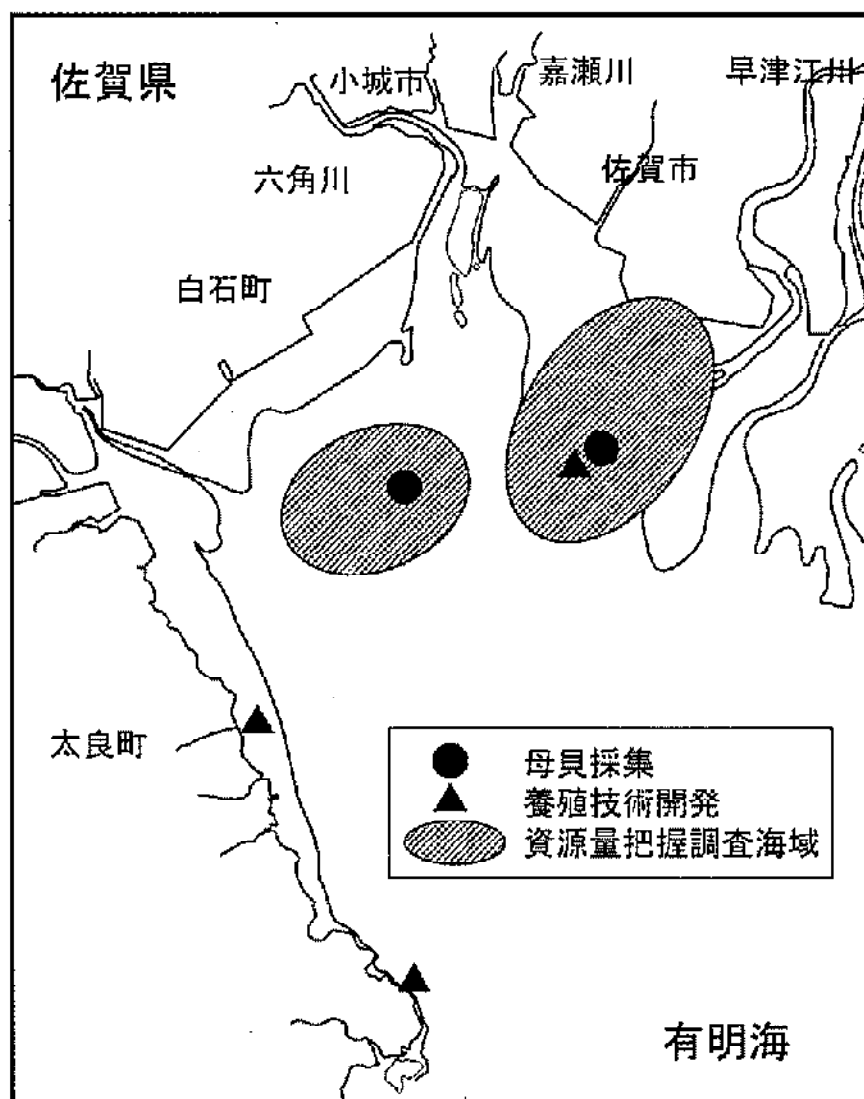
#### (2) 資源量把握調査

3～5 月に、沖合の 20 地点において潜水によりウミタケ生息状況を調査する。また、まとまった生息が確認された地点では、1 回/月程度潜水調査を実施する。これらの調査で発見されたウミタケは、採捕し殻長や重量を測定する。

表.1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
種苗生産（母貝採集）・ 養殖技術開発（追跡調査）	4～5月、9～10月 6～8月、11～1月	約100～200個 200個	3地点 3地点
資源量把握調査	3～5月	約200個	20地点

調査地点図



## 調査・研究計画書（アサリ）

### 1. 目的

アサリは佐賀県有明海南部において、重要な漁獲対象種であるが、平成8年をピークに漁獲量は急激に減少している。そのため当センターでは生息状況を把握し、資源保護方法について検討する。

### 2. 調査・研究項目および方法

調査は、太良町地先の多良川河口干潟及び糸岐川河口干潟で実施する。

#### （1）生息状況調査

干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

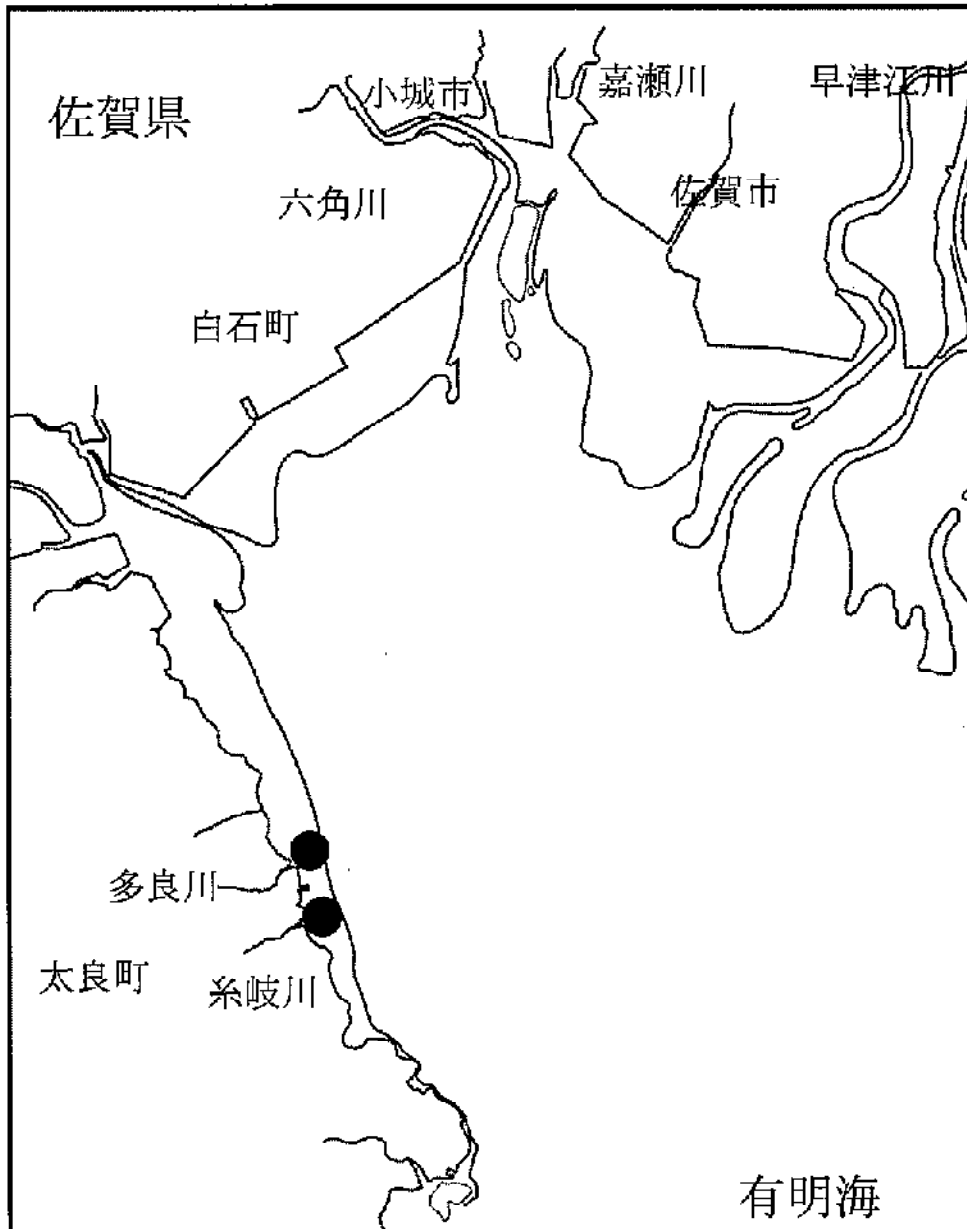
#### （2）袋網・被覆網の調査

袋網、被覆網等の設置を行い、アサリ保護効果や稚貝の付着効果を検証する。調査方法は、干潮時に1辺が15cm×15cmの方形枠を用いて、深さ約20cmまでをスコップを用いて底泥を採取し、それに含まれるアサリの数量を調べる。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数など
生息状況調査	周年	約 20 kg	2 地点 (地点図参照)
網袋・被覆網の調査	周年	約 20 kg	2 地点 (地点図参照)

調査地点図



● 生息状況調査・袋網・被覆網の調査地点



## 調査・研究計画書（アゲマキ）

### 1. 目的

アゲマキは平成元年ころから原因不明の大量死によって資源が激減し、平成9年以降ほとんど漁獲がない状況となった。このようなことから、卵を産む母貝集団の創出により資源の回復を図るため、人工種苗生産および稚貝の放流技術の開発に取り組む。また、干潟域における資源状況の把握についても調査する。

### 2. 調査・研究項目および方法

#### （1）種苗生産技術開発

アゲマキの成貝から9～11月に採卵し、浮遊幼生および着底稚貝を2～6か月飼育し、生産した稚貝を陸上施設等で生産する技術の開発を行う。この取組を実施するために、有明海佐賀県海域の干潟に生息する成貝を約300個程度採捕する。

#### （2）種苗放流技術開発

種苗生産した稚貝を干潟5～10地点の漁場に放流する技術開発を行う。放流後は、生残や成長について追跡調査を定期的（1回/月）に実施し、一定面積からアゲマキを採捕する。

#### （3）資源量把握調査

6～9月および2～4月に、干潟の150～200地点においてアゲマキ生息状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し殻長や重量を測定する。

#### （4）資源量把握調査

4～6月に、アゲマキ放流をした干潟の1～2カ所において、稚貝を採取し移植する。その後、アゲマキ成長の状況を調査する。これらの調査で発見されたアゲマキは、採捕し殻長や重量を測定する。

表1 各調査の時期、採捕総量、調査地点数など

調査・試験項目	実施時期	採捕総量	調査地点数 など
種苗生産技術開発 (母貝採集)	8～11月	約300個	3地点
種苗放流技術開発	周年(1回/月)	20個/回	4地点
資源量把握調査	6～9月 2～4月	約720個 約3,000個	48地点 150～200 地点
養殖技術開発	移植 4～6月 調査 周年(1回/月)	種苗放流地から約1万個 体を採捕し、移植する。 その後、調査で20個/回 採取	1～2地点

調査地点図

